

## 「HACCPの更なる普及に向けての説明会」開催要領

### 1 目的

平成25年に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（改正HACCP支援法）」が施行され、また、昨年5月には「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」が改正され、国内の食品事業者に対し、将来的なHACCPの工程管理の義務化を見据えつつ、HACCPの段階的導入を図る観点から、従来基準に加え、新たにHACCPを用いた衛生管理を行う場合の基準が規定されたところです。

今、HACCPの普及は、大企業を中心に進んでいますが、中小企業者の導入率は3割程度に留まっており、食品衛生の確保を推進する観点から、HACCPの普及・啓発を促進するため、説明会を開催します。

### 2 日時

平成28年2月15日（月）14時～16時

### 3 会場

名古屋農林総合庁舎（東海農政局） 1階 第1・2会議室  
名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL 052-201-7271（代表）

### 4 定員

50名

### 5 議題（予定）

- (1) 食品安全をめぐる状況について
- (2) 改正HACCP支援法について
- (3) 自治体におけるHACCPに関する取り組みについて
- (4) 日本政策金融公庫によるHACCP資金について
- (5) その他

### 6 説明者

農林水産省東海農政局食品企業課担当者  
名古屋市食品衛生課担当者  
日本政策金融公庫担当者

### 7 参加締切

2月5日（金）（定員になり次第、締め切ります）

### 8 主催

農林水産省東海農政局

宛先 (締切期日2月5日まで)  
東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課  
担当：住、石原 あて  
FAX 052-201-1703  
E-mail ikuo\_sumi@tokai.maff.go.jp

## HACCPの更なる普及に向けての説明会出席登録票

日時 平成28年2月15日(月) 14時～16時  
会場 名古屋農林総合庁舎(東海農政局) 1階 第1・2会議室  
名古屋市中区三の丸1-2-2  
TEL 052-201-7271 (内線2535)

参加申込み日 平成28年 月 日

企業名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

| 所 属 | 役職名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |

※ 個人情報につきましては、当説明会のみで使用させていただきます。